

特記仕様書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、宇治 198 号線道路詳細設計業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は市道宇治 198 号線の道路改良事業、中宇治地域市民協働推進拠点整備事業に係る詳細設計を目的としている。業務内容は、道路改良に伴い必要な測量業務(路線測量)を行い、経済的かつ合理的に詳細構造を設計し、工事発注に必要な図面・報告書等を作成するものである。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和 8 年 1 月 1 6 日までとする。

(設計に使用する技術基準等)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」「測量業務共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。

また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」に準じて行い、照査報告書に含めて提出するものとする。本業務における数量の算出等は、「宇治市土木工事標準図集(案)」、国土交通省近畿地方整備局「土木工事数量算出要領(案)」に準ずるものとする。

(管理技術者および照査技術者)

1. 受注者は、主任技術者、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門「建設一道路」または建設部門「道路」)または R C C M (道路部門)の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
3. 照査技術者は、業務の全般に渡り、照査技術者自身による照査を行わなければならない。また、受注者は設計業務の履行にあたり共通仕様書による照査技術者を定めるものとする。

(提出書類)

委託金額が 1 0 0 万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(J A C I C)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「T E C R I S 受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ 5 回、成果品納入時の計 7 回(詳細設計、測量、を含む)を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認することとする。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議することとする。

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業中は必ず宇治市発行の証明書を携帯することとする。

(成果物の提出)

(2) 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために、当該計画地域の現地踏査を行う。現地踏査では、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生等の自然状況、土地利用状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況および文化財の把握・確認を行い、合わせて工事中道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い線形の再確認および必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用いて構造等を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物・小構造物設計

前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2 m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2 m以下または高さ1.5 m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3 m以下または延長30 m未満）、階段工（高さ3 m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(6) 仮設構造物設計

構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面および数量計算書を作成するものとする。

本設計においては、施工上必要となる土留めの計画及び設計を行うものとする。

(7) 用排水設計

既存資料および現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い、排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。発注年度が異なる場合は、工区毎に作成するものとする。

① 位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント等を記入するものとする。

② 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果および主要構造物等、計画した全ての構造物を記入した平面図を作成するものとする。この他必要に応じて付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

③ 縦断図

実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき10 m毎の測点、主要点および地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物および道路横断構造物を記入するものとする。

④ 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物、小構造物等の必要事項を記入するものとする。

⑤ 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

⑥ 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法および数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

また、小構造物設計については展開図を作成するものとする。(重力式擁壁、L型擁壁等)

(9) 数量計算

数量計算書は「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

(10) 照査

受注者は、照査技術者による照査を実施するものとする。照査技術者は、宇治市土木設計業務等共通仕様書第1章第7条照査技術者および照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- ① 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うものとする。
- ② 設計条件および現地条件等、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。
また、地形、地質、土地利用、周辺整備等が設計に反映されているかの確認を行うものとする。
- ③ 「詳細設計照査要領」(平成11年4月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果および主要計画図について照査を行うものとする。
- ④ 設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行うものとする。

(11) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として、宇治市土木設計業務等共通仕様書第2章第11条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- ① 計画の概要
- ② 各種検討の経緯とその結果
- ③ 設計計算書
- ④ コスト構造改善取組事例計画書
- ⑤ その他必要事項

3. 平面交差点詳細設計

(業務内容)

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

- ・平面交差点詳細設計(予備設計なし) N=1箇所

(1) 平面・縦断設計

交差点形状など、その後の協議によって変更された最新の情報で行う。道流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮し行うものとする。

(2) 横断設計

横断設計した交差点の中心線の計画高に基づいて、標準部、右・左折変速車線部等を20m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(3) 交差点容量・路面表示

交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量(時間別・方向別)に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

(4) 小構造物設計

小構造物設計については道路詳細設計に準ずるものとする。

(5) 用排水設計

用排水設計については道路詳細設計に準ずるものとする。

(6) 設計図

実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

① 交差点位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

② 平面図

平面設計に基づいて、交差部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

③ 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

④ 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

⑤ 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

⑥ 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

公安委員会等の関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(8) 数量計算

数量計算書については道路詳細設計に準ずるものとする。

(9) 照査

照査については道路詳細設計に準ずるものとする。

(10) 報告書作成

報告書については道路詳細設計に準ずるものとする。

3) 【その他】

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

なお、成果物の作成について、別途指示する工区毎に分割して作成することとする。

1. 測量

業務区分	成果品の名称	備考
路線測量	観測手簿 計算簿 成果表 線形図 線形地形図 杭打ち図 詳細平面図 引照点図 点の記 精度管理表 その他必要とされるもの	

2. 道路詳細設計

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路詳細設計 平面交差点設計	平面設計	位置図 平面図	1/2,500～1/50,000 1/250または1/500	着色
	縦断設計	縦断図	V=1/100～1/250 H=1/500～1,000	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可
	横断設計	標準横断図 横断図	1/50～1/100 1/100～1/200	
	道路付帯構造物・ 小構造物設計 仮設構造物・ 用排水設計 その他	詳細図等	適宜	
	数量計算	数量計算書		
	構造計算書	構造計算書		
	報告書	報告書		
	図面製本	図面製本	折畳み製本	A1、A3 各1部
その他	調査職員との協議による			